

五 製造又は製剤のために使用する麻薬の品名 及び数量		
六 製造、製剤又は小分けの期間	2 麻薬製造業者は、法第二十一条第一項の規定により家庭麻薬製造業者は、法第二十一条第一項の規定により家庭麻薬製造業者の許可を受けようとするときは、家庭麻薬製造業者の許可を受けようとするときは、家庭麻薬製造業者を記載した申請書（別記第九号）を、家庭麻薬製造業者を記載した申請書（別記第九号）を提出しなければならない。	家庭麻薬製造業者を記載した申請書（別記第九号）を提出しなければならない。
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日	二 免許証の番号及び免許年月日	二 免許証の番号及び免許年月日
三 免許の種類	三 免許の種類	三 免許の種類
四 麻薬業務所の名称及び所在地	四 麻薬業務所の名称及び所在地	四 麻薬業務所の名称及び所在地
五 製造の期間	五 製造の期間	五 製造の期間
六 製造のために使用する家庭麻薬の品名及び数量	六 製造のために使用する家庭麻薬の品名及び数量	六 製造のために使用する家庭麻薬の品名及び数量
七 譲渡しの申請	七 譲渡しの申請	七 譲渡しの申請
八 器の容量及び数	八 器の容量及び数	八 器の容量及び数
九 譲渡しの理由	九 譲渡しの理由	九 譲渡しの理由
第十条 の二	第十条 の二	第十条 の二

一 共同して申請する他の麻薬小売業者がそ の在庫量の不足のため麻薬処方せんにより 調剤することができない場合において、当 該不足分を補足する必要があると認める とき	口 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつ て、その譲受けの日から九十日を経過した ものを保管しているとき、又は麻薬卸売業 者から譲り受けた麻薬について、その一部 を法第二十四条第十一項若しくは第十二項 の規定に基づき譲り渡した場合において、 その残部であつて、その譲渡の日から九 十日を経過したものと見做すとき	ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつ て、その譲受けの日から九十日を経過した ものを保管しているとき、又は麻薬卸売業 者から譲り受けた麻薬について、その一部 を法第二十四条第十一項若しくは第十二項 の規定に基づき譲り渡した場合において、 その残部であつて、その譲渡の日から九 十日を経過したものと見做すとき
二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき	二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る 麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域 内にあること	二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る 麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域 内にあること
三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可 書の再交付を受けた後において亡失した麻薬 小売業者間譲渡許可書を発見したとき	三 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、 その名称及び主たる事務所所在地）	三 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、 その名称及び主たる事務所所在地）
四 麻薬業務所の名称及び所在地	四 いのちの申請者も、前項第一号イ又はロに 掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場 合にあつては、当該麻薬に限る。）を譲り渡 す旨	四 いのちの申請者も、前項第一号イ又はロに 掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場 合にあつては、当該麻薬に限る。）を譲り渡 す旨
五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者 の氏名（法人にあつては、その名称）	五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者 の氏名（法人にあつては、その名称）	五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者 の氏名（法人にあつては、その名称）
六 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十 四条第二項第一号の許可（以下この条において 「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をして いたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻 薬小売業者間譲渡許可書を交付する。	六 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十 四条第二項第一号の許可（以下この条において 「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をして いたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻 薬小売業者間譲渡許可書を交付する。	六 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十 四条第二項第一号の許可（以下この条において 「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をして いたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻 薬小売業者間譲渡許可書を交付する。
七 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請 の特例	七 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請 の特例	七 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請 の特例
八 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間による 麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。	八 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間による 麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。	八 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間による 麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。
九 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が 満了したときは、その効力を失う。	九 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が 満了したときは、その効力を失う。	九 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が 満了したときは、その効力を失う。
第十条 の二	第十条 の二	第十条 の二

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻 薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を 受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこ ととしたとき。	二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻 薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻 薬を譲り渡さないことを認めたとき。	
二 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可 書の再交付を受けた後において亡失した麻薬 小売業者間譲渡許可書を発見したとき	三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可 書の再交付を受けた後において亡失した麻薬 小売業者間譲渡許可書を発見したとき	
三 発行の年月日	一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、 その名称及び主たる事務所所在地）	一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、 その名称及び主たる事務所所在地）
四 麻薬業務所の名称及び所在地	二 处方せんの使用期間	二 处方せんの使用期間
五 麻薬業務所の名称及び所在地	三 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。	三 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。
六 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出が あつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書 き替えて当該麻薬小売業者に交付する。	四 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。	四 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。
七 麻薬小売業者間譲渡許可書を交付を受けた者 は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、 又は亡失したときは、都道府県知事に申請をし て、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受け ることができる。	五 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。	五 前項の規定により届け出る場合において、 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及 び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小 売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることを もつて足りる。
八 廃棄の届出	六 麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあつ ては、患者の住所（患者にあつては、その所有者 又は管理者の住所（法人にあつては、主たる事 務所所在地）にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げ る事項を記載することを要しない。	六 麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあつ ては、患者の住所（患者にあつては、その所有者 又は管理者の住所（法人にあつては、主たる事 務所所在地）にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げ る事項を記載することを要しない。
九 廃棄の方法	七 廃棄の年月日	七 廃棄の年月日
第十条 の二	八 廃棄の場所	八 廃棄の場所

薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（法第五十条の二十六第一項の規定により法第五十条第一項の規定により向精神薬製造製剤業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く。）にあつてはその向精神薬營業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。

（向精神薬營業所の構造設備基準）

第十五条 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的変化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合すること。

イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

（免許証）

第十六条 法第五十条の四において準用する法第四条第二項の規定により免許証に記載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様式は、別記第二十一号様式による。

一 免許証の番号

二 向精神薬營業所の名称及び所在地

（業務廃止等の届出）

第十七条 向精神薬營業者は、法第五十条の四において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十二号様式）を、向精神

薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬營業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬營業所の名称及び所在地

四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の四において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

（免許証の返納）

第十八条 向精神薬營業者は、法第五十条の四において準用する法第八条又は第十条第二項の規定により免許証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十三号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその他の向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十六号様式による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬營業所の名称及び所在地

四 免許証返納の事由及び年月日

（免許証記載事項の変更）

第十九条 向精神薬營業者は、法第五十条の四において準用する法第九条第一項の規定により免許証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十四号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬營業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

（免許証記載事項の変更）

第二十条 向精神薬營業者は、法第五十条の四において準用する法第十条第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第二十五号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬營業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬營業所の名称及び所在地

四 試験研究の廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の七において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

（登録証の返納）

第二十二条 法第五十条の七において準用する法第四条第二項の規定により登録証に記載すべき事項は、次のとおりとし、登録証の様式は、別記第二十七号様式による。

一 登録証の番号

二 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

（試験研究の廃止等の届出）

第二十三条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十八号様式）を、國の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその他の向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

（登録証の再交付申請）

第二十四条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第八条又は第十条第一項の規定により登録証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十九号様式）に登録証を添えて、國の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

四 登録証返納の事由及び年月日

（登録証記載事項の変更）

第二十五条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第九条第一項の規定により登録証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十号様式）に登録証を添えて、國の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 変更すべき事項

四 変更の事由及び年月日

（登録証の再交付申請）

第二十六条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第十条第一項の規定により登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第三十一号様式）を、國の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、

その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 再交付の事由及び年月日

（携帯輸入）

法第五十条の八第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸入する者

二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以上であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸入する者

（輸入できる者）

第三十一条 法第五十条の十一第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 向精神薬輸出業者であつて、返品のため向精神薬を輸入するもの

二 向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者であつて、品質試験の方法の規定により医薬品の製造販売業の許可若しくは製造業の許可を受けている者であつて、商品見本である向精神薬を輸入する者（輸入できる者申請）

第三十二条 向精神薬輸入業者は、法第五十条の九第一項の規定により第一種向精神薬の輸入の許可を受けようとするときは、法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

二 前項の規定は、法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第二項の規定により向精神薬の輸入の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「法第五十条の九第三項」とあるのは、「法第十条の九第三項、第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定は、向精神薬輸出業者が法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第五三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合及び法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第三項、第四項及び第五項において準用する法第十四条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

（携帯輸出）

法第五十条の十一第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸入する者

二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以上であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸入する者

（輸出できる者）

第三十二条 法第五十条の十一第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 向精神薬輸入業者であつて、返品のため向精神薬を輸出するもの

二 向精神薬製造製剤業者であつて、品質試験のため向精神薬を輸出するもの

三 向精神薬製造業者又は向精神薬卸売業者であつて、商品見本として向精神薬を輸出する者（輸出できる者申請）

第三十三条 向精神薬輸出業者は、法第五十条の十三第一項の規定により特定地域を仕向地とする特定第二種向精神薬又は特定第三種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

二 前項の規定は、向精神薬輸出業者が法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

（特定地域の輸出の許可申請）

第三十四条 法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬営業所の名称及び所在地

四 輸出しようとする向精神薬の数量及び剤型

五 輸出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

六 輸出の期間

七 輸送の方法

八 輸出港名

二 向精神薬輸出業者は、法第五十条の十四第一項の規定により第一種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の九第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

（輸出の届出）

第三十五条 法第五十条の十五第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、病院等において業務に従事する者が、当該病院等における試験検査に用いるため向精神薬を製剤する場合（譲渡し等）

第三十六条 法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 向精神薬使用業者、病院等の開設者が向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品し、又は返品する目的で所持する場合

二 向精神薬試験研究施設設置者が、同時に兼ねる向精神薬営業者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

三 向精神薬試験研究施設設置者が、臨床試験のため病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

四 病院等の開設者が、臨床試験のため向精神薬試験研究施設設置者から譲り受けた向精神薬を返品し、若しくは返品する目的で所持する場合又は当該向精神薬を向精神薬試験研究施設設置者を同時に兼ねる向精神薬卸売業者に譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合

五 病院等の開設者が、同時に兼ねる他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

六 病院等の開設者が、当該病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

七 病院等の開設者が、当該職員が勤務する他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

八 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくかつた場合（向精神薬営業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が向精神薬営業者となつたときを除く。）において、向精神薬取扱者があつた者が当該向精神薬取扱者でなくなった事由の生じた日から五十日以内に、現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

九 向精神薬取扱者が死亡し、又は法人たる向精神薬取扱者が解散した場合において、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が、当該向精神薬取扱者の死亡又は解散の日から五十日以内に、現に所有

サフロール及びこれ を含有する物	サフロール四キログラムを含有する量
トルエン及びこれを 含有する物	トルエン百七十キログラムを含有する量
ピペリジン、その塩 類及びこれらを含有 する物	ピペリジンとして五百グラムを含有する量
メチルエチルケトン 及びこれを含有する 物	メチルエチルケトン六十キログラムを含有する量
ビペロナール及びこ れを含有する物	ビペロナール四キログラムを含有する量
オキシフェニル一二 一プロパン及びこ れを含有する物	オキシフェニル一二一プロパン四キログラムを含有する量
リゼルギン酸、その 塩類及びこれらを含 有する物	リゼルギン酸として十グラムを含有する量
硫酸及びこれを含 有する物	硫酸二十キログラムを含有する量
三・四一メチレンジ オキシフェニル一一 一プロパン及びこ れを含有する物	三・四一メチレンジオキシフェニル一一一プロパン四キログラムを含有する量
無水酢酸及びこれを 含有する物	無水酢酸二百十キログラムを含有する量
リゼルギン酸、その 塩類及びこれらを含 有する物	リゼルギン酸として十グラムを含有する量
硫酸及びこれを含 有する物	硫酸二十キログラムを含有する量
N-アセチルアントラ ニル酸、その塩類 及びこれらを含有す る物	N-アセチルアントラニル酸として四十キログラムを含有する量
アセトン及びこれを 含有する物	アセトン百五十キログラムを含有する量
イソサフロール及び これを含有する物	イソサフロール四キログラムを含有する量
エチルエーテル及び これを含有する物	エチルエーテル百四十 キログラムを含有する量

エルゴタミン、その 塩類及びこれらを含 有する物	エルゴタミンとして二 十グラムを含有する量
エルゴメトリシン、そ の塩類及びこれらを 含有する物	エルゴメトリシンとして 十グラムを含有する量
エルゴメトリウム及 びこれを含有する物	エルゴメトリウムとして 五十五キログラムを含 有する量
トルエン及びこれを 含有する物	トルエン百七十キロ グラムを含有する量
ピペリジンとして五 百グラムを含有する 量	ピペリジンとして五百 グラムを含有する量
メチルエチルケトン 六十キログラムを含 有する量	メチルエチルケトン百 六十キログラムを含有 する量
ラムを含有する量	ラムを含有する量
三・四一メチレンジ オキシフェニル一一 一プロパン及びこ れを含有する物	三・四一メチレンジオ キシフェニル一一一 プロパン四キログラムを 含有する量
無水酢酸二百十キロ グラムを含有する量	無水酢酸二百十キロ グラムを含有する量
リゼルギン酸として十 グラムを含有する量	リゼルギン酸として十 グラムを含有する量
硫酸二十キログラムを 含有する量	硫酸二十キログラムを 含有する量
N-アセチルアントラ ニル酸として四十キ ログラムを含有する量	N-アセチルアントラニ ル酸として四十キログラ ムを含有する量
アセトン百五十キログ ラムを含有する量	アセトン百五十キログラ ムを含有する量
イソサフロール四キ ログラムを含有する量	イソサフロール四キログ ラムを含有する量
エチルエーテル百四十 キログラムを含有する 量	エチルエーテル百四十 キログラムを含有する量

エルゴタミンとして二 十グラムを含有する量	エルゴタミンとして二 十グラムを含有する量
エルゴメトリシンとして 十グラムを含有する量	エルゴメトリシンとして 十グラムを含有する量
エルゴメトリウムとして 五十五キログラムを含 有する量	エルゴメトリウムとして 五十五キログラムを含 有する量
ラムとして五百グラムを 含有する量	ラムとして五百グラムを 含有する量
メチルエチルケトンとして 一百六十キログラムを 含有する量	メチルエチルケトンとして 一百六十キログラムを 含有する量
ラムとして五百グラムを 含有する量	ラムとして五百グラムを 含有する量
三・四一メチレンジオ キシフェニル一一一 プロパンとして一百 六十キログラムを含有 する量	三・四一メチレンジオ キシフェニル一一一 プロパン一百六十キログ ラムを含有する量
無水酢酸二百十キロ グラムを含有する量	無水酢酸二百十キロ グラムを含有する量
リゼルギン酸として十 グラムを含有する量	リゼルギン酸として十 グラムを含有する量
硫酸二十キログラムを 含有する量	硫酸二十キログラムを 含有する量
N-アセチルアントラ ニル酸として四十キ ログラムを含有する量	N-アセチルアントラニ ル酸として四十キログラ ムを含有する量
アセトン百五十キログ ラムを含有する量	アセトン百五十キログラ ムを含有する量
イソサフロール四キ ログラムを含有する量	イソサフロール四キログ ラムを含有する量
エチルエーテル百四十 キログラムを含有する 量	エチルエーテル百四十 キログラムを含有する量

四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び 数量	四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び 数量
(疑わしい取引の届出)	(疑わしい取引の届出)
第五十五条の七 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。	第五十五条の七 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合	一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合
二 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると思料される場合	二 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると思料される場合
三 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項第一項、第二十一条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁 止される麻薬又は向精神薬の製造に関する限り思 料すると思料する合理的な理由がある場合	三 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項、第二十一条第一項、第五十条の十五第一項の規定により禁 止される麻薬又は向精神薬の製造に関する限り思 料すると思料する合理的な理由がある場合
四 麻薬等原料営業所の名称及び所在地	四 麻薬等原料営業所の名称及び所在地
第五十五条の八 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。	第五十五条の八 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。
第三章 監督	第三章 監督
(収去証)	(収去証)
第四十六条 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定によ	第四十七条 法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項
り麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を收去しようとするときは、收去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならない。（身分を示す証票）	り麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を收去しようとするときは、收去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならない。（身分を示す証票）
十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十三号様式による。	十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十三号様式による。
第五十九条 法第五十条の三十八第三項（法第五十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十二号様式による。	第五十九条 法第五十条の三十八第三項（法第五十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十二号様式による。
第六十条 法第五十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	第六十条 法第五十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）	一 出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
二 営業者の種類	二 営業者の種類
三 麻薬等原料営業所の名称及び所在地	三 麻薬等原料営業所の名称及び所在地

一 交付を受けた麻薬又は向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
 二 交付を受けた麻薬又は向精神薬につき、減少その他の事故を生じたときは、当該事故に係る麻薬又は向精神薬の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項
 (証紙の代価)

第五十二条 法第六十一条に規定する証紙の代価は、次の通りとする。

一 第十一条第一項第一号の証紙 六十円
 二 第十一条第一項第二号の証紙 三十円
 三 第十一条第一項第三号の証紙 十五円

(手数料等の納付)

第五十三条 法第五十九条の五第一項に規定する手数料及び法第六十一条に規定する証紙の代価は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。

(处方せん等の記載)

第五十四条 法第二十七条第六項の規定による処方せん、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、すみ又はインキを用いて記載しなければならない。

(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る)を自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る)
 二 法第四条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る)
 三 法第七条第一項及び第三項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
 四 法第八条(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する

一 数量並びにその年月日
 及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。
 二 法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)
 三 法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)

る権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

五 法第九条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

六 法第十条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

四 及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限

八 法第十三条第一項に規定する権限

九 法第十七条に規定する権限

十 法第二十二条第一項及び第三項に規定する権限

十一 法第二十四条第十項及び十二項第二号に規定する権限(家庭麻薬製造業者に係るものに限る。)

十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)

十四 法第四十四条に規定する権限(家庭麻薬製造業者に係るものに限る。)

十五 法第四十五条に規定する権限

十六 法第四十六条第二項に規定する権限

十七 法第五十条第一項に規定する権限

十八 法第五十条の五に規定する権限

十九 法第五十条の九第二項及び第一項に規定する権限

二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限

二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十六条に規定する権限

二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十七条に規定する権限

二十三 法第五十条の十に規定する権限

二十四 法第五十条の十二第一項及び第二項に規定する権限

二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十八条第二項から第五項に規定する権限

二十六 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十九条に規定する権限

二十七 法第五十条の十三第一項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限

二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限

二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限

三十 法第五十条の二十二に規定する権限

三十一 法第五十条の二十四に規定する権限

三十二 法第五十条の二十七に規定する権限

三十三 法第五十条の二十八に規定する権限

三十四 法第五十条の二十九に規定する権限

三十五 法第五十条の三十に規定する権限

三十六 法第五十条の三十一に規定する権限

三十七 法第五十条の三十二に規定する権限

三十八 法第五十条の三十三に規定する権限

三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限(麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものに限る。)

四十 法第五十条の三十九に規定する権限

四十一 法第五十条の四十に規定する権限

四十二 法第五十条の四十一に規定する権限

四十三 法第五十二条の三第二項に規定する権限(麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものに限る。)

四十四 法第五十二条第二項に規定する権限

四十五 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

四十六 法第五十二条の三第二項に規定する権限

四十七 法第五十二条第一項に規定する権限

四十八 法第五十二条の五に規定する権限

四十九 法第五十二条の九第二項及び第一項に規定する権限

附 則

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 (旧麻薬取締法施行規則の廃止)
2 麻薬取締法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十六号)は、廃止する。

3 この省令の施行前に、旧麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の(経過規定)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一四号)抄

(第二七号)
抄

1 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。

2 附 則 (昭和五八年二月二三日厚生省令第三号)
抄

(第三号)
抄

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。
 附 則 (昭和五八年一月三日厚生省令第三号)
 第二条 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和五八年一月三日厚生省令第三号)
 附 則 (昭和五九年三月二一日厚生省令第三号)
 第三条 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。
 附 則 (昭和五九年三月二一日厚生省令第三号)
 第四条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
 附 則 (昭和六〇年三月二一日厚生省令第三号)
 第五条 この省令は、昭和六〇年七月一日から施行する。
 附 則 (昭和六一年三月二一日厚生省令第三号)
 第六条 この省令は、昭和六一年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和四四年七月一日厚生省令第一七号)抄
 第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定並びに第十条中採血及び供血あつせん業取締法施行規則の様式を改める改正規定は、昭和四四年九月一日から、第九条中歯科技工士養成所指定規則第五条の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。
 第三条 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和五〇年二月一七日厚生省令第四五号)
 第四条 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。
 附 則 (昭和五一年八月二日厚生省令第四四号)
 第五条 この省令は、昭和五十二年一月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附則(平成二十八年二月八日厚生労働省令第一六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第四項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(平成二八年九月一四日厚生労働省令第一四七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則(平成二九年七月二六日厚生労働省令第七六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則(平成二九年七月二六日厚生労働省令第二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和元年六月二八日厚生労働省令第二三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(令和元年一月一八日厚生労働省令第七〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和二年一月一三日厚生労働省令第一五五号)

(施行期日) 第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和二年一月一三日厚生労働省令第一五五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号抄

(施行期日) 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条・覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第一号の改正規定を除く。の規定の施行の日から施行する。

附則(令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則(令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号)

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和三年七月五日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和三年七月五日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日) 第一条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第十一項第一号の許可(以下「麻薬小売間譲渡許可」という。)を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則(令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則(令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第一条関係）

2. 収入印紙、簡易申込書、薬局出荷票、郵便封筒式請求書、薬局請求書、家庭用薬局請求書及び販賣店用請求書に記載する「領收書の提出方法」に徳には、「郵便をしない」とあります。

3. 計料又は免許の書類の場合は、薬業者請求の方法の種別であると、医師医師手帳の持主であるとき、長崎、函館、鹿児島又は沖縄県の免許の登録番号を記入すること。

4. 次条第(1)項の(1)の(i)の記載について、当該事実がないときは「なし」と記載する。
該事実があるときは、(1)欄には「つくづく」の理由及び(2)欄に「(2)欄にあつては」の別、別と判明した日付及び郵便封筒を郵送し、又は銀行へ提出することとするが、(2)欄にあつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその年の遙の事実及び年月日を記載する。

別記第1号の2様式（第一条の四関係）

（16題）

- 用紙の大きさは、M4とすること。
- 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 欠格事項の（1）欄から（3）欄までは、当該事項がないときは「なし」と記載し、当該事項があるときは、（1）欄にあつてはその理由及び年月日を、（2）欄にあつてはその原因、（3）欄に定め年月日及びその執行を終り又は執行を受けることがなくなった場合

別記第2号様式（第二条関係）

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

別記第3号様式（第三条関係）

別記第4号様式（第四条関係）

別記第4号様式(第四条関係)			
被差入者 被差別化者、被差別企画、被差別企 業、被差別企画事業者、被差別企画事 業者、被差別企画事業者、被差別企 画事業者、被差別企画事業者			
免許證の番号	番号	免許年月日	年月日
被差別化者	所在地		
	名称		
氏名	名		
免許証交付の事由			
及びその年月日			
上記のとおり、免許證を返却した上で發行出す。			
年月日			
在所〔 <small>法人にあつては、本社 たる事務所の所在地</small> 〕			
氏名(法人にあつては、名称)			
原生分類大区(地方厚生(文)局長、都道府県知事) 聞			
(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第5号様式（第五条関係）

別記第5号様式(第五条関係)			
被差入者 被差別化者、被差別企画、被差別企 業、被差別企画事業者、被差別企画事 業者、被差別企画事業者、被差別企 画事業者、被差別企画事業者			
免許證の番号	番号	免許年月日	年月日
被差別化者	所在地		
	名称		
氏名	名		
免許証交付の事由			
及びその年月日			
上記のとおり、免許證の返却事由に変更を生じたので免許證を返却して発行出す。			
年月日			
在所〔 <small>法人にあつては、本社 たる事務所の所在地</small> 〕			
氏名(法人にあつては、名称)			
原生分類大区(地方厚生(文)局長、都道府県知事) 聞			
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。			

別記第6号様式（第六条関係）

別記第6号様式(第六条関係)			
被差入者 被差別化者、被差別企画、被差別企 業、被差別企画事業者、被差別企画事 業者、被差別企画事業者、被差別企 画事業者、被差別企画事業者			
免許證の番号	番号	免許年月日	年月日
被差別化者	所在地		
	名称		
氏名	名		
再交付の事由			
及びその年月日			
上記のとおり、免許證の再交付を申請します。			
年月日			
在所〔 <small>法人にあつては、本社 たる事務所の所在地</small> 〕			
氏名(法人にあつては、名称)			
原生分類大区(地方厚生(文)局長、都道府県知事) 聞			
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 交付の場合は、被差入者、被差別化者、被差別企画事業者、被差別企画事業者、被差別企 画事業者、被差別企画事業者に係る申請書の正本のみなり。(例)しないこと。			

別記第6号の2様式（第六条の二関係）

別記第6号の2様式(第六条の二関係)			
被差入者(場所) 聞			
被差して輸入・輸出 しようとする事業	品名	数量	単位
入・出する機器			
被差の期間を 必要とする場合			
入・出(出)の期間			
入・出(出)の件数			
上記のとおり、被差を携帯して輸入(輸出)したいので申請します。			
年月日			
在所			
氏名			
地方厚生(文)局長 聞			
(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第7号様式（第七条関係）

別記第7号様式(第八条関係)			
麻薬輸入(輸出)許可申請書			
免 許 紙 の 番 号	年 月 日	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
品 名	量	品 名	量
輸入(輸出)しようとする麻薬			
輸出(輸入)者(法人にあつては、名前) 氏名(法人にあつては、名前)			
輸 入(輸 出)の 開 渡			
輸 送 の 方 法			
輸 入(輸 出)の 場 所			
上記のとおり、麻薬を輸入(輸出)したいので申請します。 年 月 日			
所在地 麻薬取扱所 名 称			
住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 氏名(法人にあつては、名前)			
厚生労働大臣 殿			
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第8号様式（第八条関係）

別記第8号様式(第八条関係)			
麻薬製造(製剤、小分け)許可申請書			
免 許 紙 の 番 号	年 月 日	免 訸 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
品 名	量	品 名	量
製造(製剤、小分け)しようとする麻薬			
製造(製剤、小分け)のため に使用する麻薬			
製造(製剤、小分け)の期間 年 月 日から 年 月 日まで			
上記のとおり、麻薬を製造(製剤、小分け)したいので申請します。 年 月 日			
所在地 麻薬取扱所 名 称			
住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 氏名(法人にあつては、名前)			
厚生労働大臣 殿			
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第9号様式（第八条関係）

別記第9号様式(第八条関係)			
家庭 麻 薬 製 造 許 可 申 請 書			
免 許 紙 の 番 号	第 号	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日
製 造 し よ う と す る 家 庭 麻 薬		製 造 の た め に 使 用 す る 麻 薬	
品 名	数	量	品 名
備 考			
製 造 の 期 間 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で			
上記のとおり、家庭麻薬を製造したいので申請します。 年 月 日			
所在地 麻薬取扱所 名 称			
住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 氏名(法人にあつては、名前)			
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿			
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第10号様式（第九条関係）

別記第10号様式(第九条関係)			
麻 薬 調 制 許 可 申 請 書			
調 制 紙 の 番 号	年 月 日	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
品 在 地	在 地	品 在 地	在 地
調 制 そ う と す る 麻 薬			
免 許 紙 の 番 号	年 月 日	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
品 在 地	在 地	品 在 地	在 地
調 制 し た 麻 薬			
上記のとおり、麻薬を調製したいので申請します。 年 月 日			
住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 氏名(法人にあつては、名前)			
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿			
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。			

別記第10号の2様式(第九条の二関係)

申請者 小委員会開催権許可申請書
提出後即ち、申請者が開催する場合の小委員会の開催場所等に係る事項を記載する。ただし、申請者が開催する場合の小委員会の開催場所等に係る事項を記載する。ただし、申請者が開催する場合の小委員会の開催場所等に係る事項を記載する。

□		開催場所	所在地
①	開催場所	名 称	
	日時	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	申 請 者	法人(法人にあつては、住所)	
		氏名(個人にあつては、住所)	
□		開催場所	所在地
②	開催場所	名 称	
	日時	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	申 請 者	法人(法人にあつては、住所)	
		氏名(個人にあつては、住所)	
□		開催場所	所在地
③	開催場所	名 称	
	日時	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	申 請 者	法人(法人にあつては、住所)	
		氏名(個人にあつては、住所)	
□		代表者の名前(法人にあつては、名前)	
	開 始		

郵送料附加 税
(注記) 1.用紙の大きさは、A4にすること。
2.開催場所及び申請者欄に全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の3様式(第九条の二関係)

別記第10号の3様式(第九条の二関係)			
申請者 小委員会開催権許可実施場			
許可年月日	年	月	日
開催地			
開催場所	名 称		
日時	法人(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申 請 者	法人(法人にあつては、住所)		
	氏名(個人にあつては、名前)		
	支拂料		
□ 当該年次に受けた他の小委員会開催権許可の件数と実施を行った年の同一行に付ける。			
上記のとおり、申請者 小委員会開催権許可実施の方法と実施を行った年の同一行に付ける。	年	月	日
開催場所	名 称		
日時	法人(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申 請 者	法人(法人にあつては、住所)		
	氏名(個人にあつては、名前)		
開 始			
郵送料附加 税			

1.用紙の大きさは、A4にすること。
2.開催場所及び申請者欄に全てを記載することができないと
きは、別紙に記載すること。
3.代表者の変遷が複数の場合、変更前の法人に変更後の法人を、変更前の住所に変更後の住所を記載す
ること。
4.代表者の変遷が複数の場合、当該年の内に複数回、開催料を支拂う場合は、当該年の内に複数回、開
催小委員会の開催料を合算して、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、開
催料を合算して支拂うことを記載すること。

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

別記第10号の4様式(第九条の二関係)			
申請者 小委員会開催権許可申請者追加登録			
登録年月日	年	月	日
開 始			
開催場所	名 称		
日時	法人(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申 請 者	法人(法人にあつては、住所)		
	氏名(個人にあつては、名前)		
開 始			
郵送料附加 税			

1.用紙の大きさは、A4にすること。
2.開催場所及び申請者欄に全てを記載することができないと
きは、別紙に記載すること。
3.開催場所を複数ある場合は、複数の開催場所を記載して、各開
催場所についても必要事項を記入すること。
4.開催場所が複数ある場合は、各開催場所の開催料を合算して、
当該年次に受けた他の小委員会開催権許可の開催料と合算して開
催料を支拂うこと。その際、複数の開催場所について開催料を支
拂う場合は、開催料を合算して支拂うことを記載すること。
5.開催年月日についても、同様に記載すること。

別記第11号様式(第十条関係)

別記第11号様式(第十条関係)			
開 催 方 案			
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
申 請 の 基 本 事 業	施 行 年 月 日	開 始 年 月 日	終 始 年 月 日
開 始			
郵送料附加 税			

(注記) 用紙の大きさは、A4にすること。

別記第十二号様式（第十一条関係）



備考 横線は赤色とし、(神)は赤地に白字とする。

別記第十三号様式（第十一条関係）



備考 横線は赤色とし、(神)は赤地に白字とする。

別記第十四号様式（第十一条関係）



備考 横線は赤色とし、(神)は赤地に白字とする。

別記第15号様式（第十一条関係）

別記第15号様式(第十一条関係)			
支 払 取 の 番 号	支 払 号	支 払 年 月 日	年 月 日
支 払 の 額 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額
種 類	支 払 額	支 払 額	支 払 額
第12号様式の支払額	支 払 額	40円	円
第13号様式の支払額	支 払 額	30円	円
第14号様式の支払額	支 払 額	10円	円
計	支 払 額		円

上記のとおり、期から起算の回数を定めたものと申します。
年 月 日 所在地
請求書所 本 部

住 所 (支 払 人について) 本 部
支 払 人についての住所
名、名(法人にあつては、本社)

原生空港大区 諸

(注記)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 収入印紙は、期から起算交付申請書の正面上にのみはり、添付をしないこと。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻薬譲受証				
年月日				
譲受人の免許證の番号	第 号	譲受人の免許の種類		
○ 譲受人の氏名(法人にあつては、名称)				
譲受人が麻薬を医療用の使用者又は医療用以外の使用者の場合は、医療施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬使用医、麻薬研究者				
麻薬業務所名	所在地	免許證の番号	第 号	氏 名
○				
品名	容量	量	數	量

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十三条関係)

麻薬譲渡証				
年月日				
譲渡人の免許證の番号	第 号	譲渡人の免許の種類		
○ 譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)				
麻薬業務所名	所在地			
品名	容量	量	數	量

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

免許証(第十二条の五関係)				
年月日				
免許証の番号	審 査 年 月 日	免許年月日	年 月 日	
免許の種類				
麻薬業務所名				
事務が生じた麻薬				
事務所名	所在地	品名	量	量
事務所名の住所 (郵便番号・都道府県・市町村名・電話番号)				
上記のとおり、事務が発生したので届け出ます。 年 月 日 由 因 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕 氏 名(法人にあつては、名称) 提出官署名(地区地方税庁(支)局長、新選出候補者) 職 務 名				

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第19号様式(第十二条の六関係)				
年月日				
免許証の番号	審 査 年 月 日	免許年月日	年 月 日	
免許の種類				
麻薬業務所名				
免許した麻薬				
免 薬 の 方 法				
免 薬 の 理 由				
上記のとおり、麻薬を発行いたします。 年 月 日 由 因 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕 氏 名(法人にあつては、名称) 提出官署名(地区地方税庁(支)局長、新選出候補者) 職 務 名				

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第20号様式（第十四条関係）

別記第20号様式(第十条関係)	
内時钟葉輸入業、内時钟葉販賣業者、内時钟葉販賣研究者及び内時钟葉販賣販賣者並びに内時钟葉販賣販賣研究者	
[承認用印]	
内時钟葉輸入業者 内時钟葉販賣業者 内時钟葉販賣研究者 内時钟葉販賣販賣者 内時钟葉販賣販賣研究者	
承認申請者	
年　月　日	
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 取引印紙は、内時钟葉輸入業者、内時钟葉販賣業者、内時钟葉販賣研究者及び内時钟葉販賣販賣者並びに内時钟葉販賣販賣研究者のものにして、用紙をしないこと。 3. 大陸各地の(1)欄に於ける欄でには、該該事項がないときは「なし」と記載し、該該事項があるときは、(1)欄に於けてはその理由及び日付を記入し、(2)欄に於けては、その事由、其の原因を記入せしめり、又は動作を要するところがない場合は(2)欄に於ける欄を空欄とする。(3)欄に於ける場合は、その原因及び動作を記載すること。	
備　考	
上記のとおり、本件を受取らせてお申します。	
年　月　日	
住　所　[法人にあっては、○]　[○は、○の事務所の所在地] 氏　名　[法人にあっては、名称]	
地方厚生(支)局長(副連符印加算)	

(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第20号の2様式（第十一条の2関係）

別記第20号の2様式(第十一条の2関係)	
内時钟葉輸入業、内時钟葉販賣業者、内時钟葉販賣研究者、内時钟葉販賣販賣者並びに内時钟葉販賣販賣研究者	
[承認用印]	
内時钟葉輸入業者 内時钟葉販賣業者 内時钟葉販賣研究者 内時钟葉販賣販賣者 内時钟葉販賣販賣研究者	
承認申請者	
年　月　日	
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 買取と販賣を兼ねる者は、兼ねを行う役務全般を記載すること。 3. 大陸各地の(1)欄に於ける欄でには、当該事項がなければ「なし」と記入し、当該事項があるときは、(1)欄に於けてはその理由及び日付を記入し、(2)欄に於けては、その事由、其の原因を記入せしめり、又は動作を要するところがない場合は(2)欄に於ける欄を空欄とする。(3)欄に於ける場合は、その原因及び動作を記載すること。	
備　考	
上記のとおり、審査を行ふ結果に満足を乞ひて申立てます。	
年　月　日	
住　所　[法人にあっては、○]　[○は、○の事務所の所在地] 氏　名　[法人にあっては、名称]	
地方厚生(支)局長(副連符印加算)	

(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第21号様式（第十六条関係）

別記第21号様式(第十六条関係)	
内時钟葉輸入業、内時钟葉販賣業者、内時钟葉販賣研究者、内時钟葉販賣販賣者並びに内時钟葉販賣販賣研究者	
[承認用印]	
内時钟葉輸入業者 内時钟葉販賣業者 内時钟葉販賣研究者 内時钟葉販賣販賣者 内時钟葉販賣販賣研究者	
承認申請者	
年　月　日	
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 買取と販賣を兼ねる者は、兼ねを行う役務全般を記載すること。 3. 大陸各地の(1)欄に於ける欄でには、当該事項がなければ「なし」と記入し、当該事項があるときは、(1)欄に於けてはその理由及び日付を記入し、(2)欄に於けては、その事由、其の原因を記入せしめり、又は動作を要するところがない場合は(2)欄に於ける欄を空欄とする。(3)欄に於ける場合は、その原因及び動作を記載すること。	
備　考	
上記のとおり、審査を行ふ結果に満足を乞ひて申立てます。	
年　月　日	
住　所　[法人にあっては、○]　[○は、○の事務所の所在地] 氏　名　[法人にあっては、名称]	
地方厚生(支)局長(副連符印加算)	

(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第22号様式（第十七条関係）

別記第22号様式(第十七条関係)	
内時钟葉輸入業、内時钟葉販賣業者、内時钟葉販賣研究者、内時钟葉販賣販賣者並びに内時钟葉販賣販賣研究者	
[承認用印]	
内時钟葉輸入業者 内時钟葉販賣業者 内時钟葉販賣研究者 内時钟葉販賣販賣者 内時钟葉販賣販賣研究者	
承認申請者	
年　月　日	
(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。	
備　考	
上記のとおり、審査を行ふ結果に満足を乞ひて申立てます。	
年　月　日	
住　所　[法人にあっては、○]　[○は、○の事務所の所在地] 氏　名　[法人にあっては、名称]	
地方厚生(支)局長(副連符印加算)	

(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第23号様式（第十八条関係）

別記第23号様式(第十八条関係)

内 情 告 白		内 情 告 白	
内情取扱い書、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情小売業者			
内 情 取 扱 い 者 の 姓 名	内 情 製 造 販 売 者 の 姓 名	内 情 販 售 者 の 姓 名	内 情 小 售 者 の 姓 名
内 情 取 扱 い 所 在 地	内 情 製 造 販 売 所 在 地	内 情 販 售 所 在 地	内 情 小 售 所 在 地
内 情 取 扱 い 時 期	内 情 製 造 販 売 時 期	内 情 販 售 時 期	内 情 小 售 時 期
内情取扱い書の提出日 内情の大きさは、A4とすること。			
上記のとおり、内情を受取したもので領付を出します。 年 月 日			
住 所 (法人にあっては、本社の事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名前)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 聞			

(注記)
 1. 内情の大きさは、A4とすること。
 2. 質問紙の欄は、複数枚提出の場合は、該当する事項についてのみ記載すること。

別記第24号様式（第十九条関係）

別記第24号様式(第十九条関係)

内 情 告 白		内 情 告 白	
内情取扱い書、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情小売業者			
内 情 取 扱 い 者 の 姓 名	内 情 製 造 販 売 者 の 姓 名	内 情 販 售 者 の 姓 名	内 情 小 售 者 の 姓 名
内 情 取 扱 い 所 在 地	内 情 製 造 販 売 所 在 地	内 情 販 售 所 在 地	内 情 小 售 所 在 地
内 情 取 扱 い 時 期	内 情 製 造 販 売 時 期	内 情 販 售 時 期	内 情 小 售 時 期
内情取扱い書の提出日 内情の大きさは、A4とすること。			
上記のとおり、内情を受取したもので領付を出します。 年 月 日			
住 所 (法人にあっては、本社の事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名前)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 聞			

(注記)
 1. 内情の大きさは、A4とすること。
 2. 質問紙の欄は、複数枚提出の場合は、該当する事項についてのみ記載すること。

別記第25号様式（第二十条関係）

別記第25号様式(第二十条関係)

内 情 告 白		内 情 告 白	
内情取扱い書、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情製造販賣業者、内情販売業者、内情小売業者			
内 情 取 扱 い 者 の 姓 名	内 情 製 造 販 売 者 の 姓 名	内 情 販 售 者 の 姓 名	内 情 小 售 者 の 姓 名
内 情 取 扱 い 所 在 地	内 情 製 造 販 売 所 在 地	内 情 販 售 所 在 地	内 情 小 售 所 在 地
内 情 取 扱 い 時 期	内 情 製 造 販 売 時 期	内 情 販 售 時 期	内 情 小 售 時 期
内情取扱い書の提出日 内情の大きさは、A4とすること。			
上記のとおり、内情を受取したもので領付を申請します。 年 月 日			
住 所 (法人にあっては、本社の事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名前)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 聞			

(注記)
 1. 内情の大きさは、A4とすること。
 2. 収入印鑑は、(印)位置する内情製造販賣業者、内情販賣業者及び内情製造販賣業者に係る申請書の正本のみ貼り、裏面に記載すること。
 3. 交付各項の欄には、当該事項がないときは「なし」と記し、当該事項があるときは、その記述がなければ各自を記すこと。
 4. 申込書類に記載する内情の大きさは、内情の欄には複数枚提出の場合は、其の枚数を記載すること。

別記第26号様式（第二十一条関係）

別記第26号様式(第二十一条関係)

内 情 告 白		内 情 告 白	
内情取扱い研究施設、内情製造販賣業者、内情販賣業者			
内 情 取 扱 い 研 究 施 設 の 姓 名	内 情 製 造 販 売 者 の 姓 名	内 情 販 售 者 の 姓 名	内 情 小 售 者 の 姓 名
内 情 取 扱 い 研 究 施 設 の 所 在 地	内 情 製 造 販 売 研 究 施 設 の 所 在 地	内 情 販 售 研 究 施 設 の 所 在 地	内 情 小 售 研 究 施 設 の 所 在 地
内 情 取 扱 い 研 究 施 設 の 時 期	内 情 製 造 販 売 研 究 施 設 の 時 期	内 情 販 售 研 究 施 設 の 時 期	内 情 小 售 研 究 施 設 の 時 期
内情取扱い研究施設の提出日 内情の大きさは、A4とすること。			
上記のとおり、内情を受取るもので申請します。 年 月 日			
住 所 (法人にあっては、本社の事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名前)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 聞			

(注記)
 1. 内情の大きさは、A4とすること。
 2. 収入印鑑は、(印)位置する内情製造販賣業者、内情販賣業者及び内情製造販賣業者に係る申請書の正本のみ貼り、裏面に記載すること。
 3. 交付各項の欄には、当該事項がないときは「なし」と記し、当該事項があるときは、その記述がなければ各自を記すこと。
 4. 申込書類に記載する内情の大きさは、内情の欄には複数枚提出の場合は、其の枚数を記載すること。

別記第27号様式（第二十二条関係）

別記第27号様式(第二十二条関係)

番 号	内精神薬試験研究施設の被験者登録証
内精神薬試験 研究施設	所在地
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]
	氏 名(法人にあっては、名称)
研究及び内精神薬試験法第30条の第1項の規定により登録を受けた内精神薬試験研究施設の被験者であることを明示する。	
年 月 日	地方厚生(支)局長(都道府県知事)印

(注記)
用紙の大きさは、A4にすること。

別記第28号様式（第二十三条関係）

別記第28号様式(第二十三条関係)

登 録 號 の 番 号	審 号	登録年月日	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研究 施 設	所 在 地		
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]		
氏 名	氏 名(法人にあっては、名称)	年 月 日	年 月 日
上記のとおり、登録変更を提出したので登録証を提出して置け出ます。			
年 月 日	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]	年 月 日	年 月 日
届出者登録証			
氏 名(法人にあっては、名称)			

(注記)
1. 用紙の大きさは、A4にすること。
2. 国又は地方公共団体が被験者の場合は、氏名の欄には当該内精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第29号様式（第二十四条関係）

別記第29号様式(第二十四条関係)

登 録 號 の 番 号	審 号	登録年月日	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研究 施 設	所 在 地		
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]		
氏 名	氏 名(法人にあっては、名称)	年 月 日	年 月 日
上記のとおり、登録証を返納したいので置け出ます。			
年 月 日	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]	年 月 日	年 月 日
届出者登録証			
氏 名(法人にあっては、名称)			

(注記)
1. 用紙の大きさは、A4にすること。
2. 国又は地方公共団体が被験者の場合は、氏名の欄には当該内精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第30号様式（第二十五条関係）

別記第30号様式(第二十五条関係)

登 録 號 の 番 号	審 号	登録年月日	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研究 施 設	所 在 地		
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]		
氏 名	氏 名(法人にあっては、名称)	年 月 日	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研究 施 設	所 在 地		
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]		
氏 名	氏 名(法人にあっては、名称)	年 月 日	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研究 施 設	所 在 地		
名 称	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]		
氏 名	氏 名(法人にあっては、名称)	年 月 日	年 月 日
上記のとおり、登録証を返却せしめに記載事項に変更を生じたので登録証を提出して置け出ます。			
年 月 日	住 所[法人にあっては、本社または支店の所在地]	年 月 日	年 月 日
届出者登録証			
氏 名(法人にあっては、名称)			

(注記)
1. 用紙の大きさは、A4にすること。
2. 国又は地方公共団体が被験者の場合は、担当する事項についてのみ記載すること。
3. 国又は地方公共団体が被験者の場合は、氏名の欄には当該内精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第31号様式（第二十六条関係）

別記第31号様式(第二十六条関係)	
送入者	向精神薬試験研究施設の運営者世話会所交付申請書 〔印合せ〕
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
上記のとおり、差附の再交付を申請します。 年 月 日	
住 所 (法人にあっては、 たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)	
地方選出(交付)局(都道府県知事) 聞	

(注意) 1. 開紙の大きさは、A4をすること。
2. 国は地方公共団体である向精神薬試験研究施設に係る申請書の本文のみ記入。
両面記入しないこと。
3. 国は地方公共団体が使用者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の
代表者名を記載すること。

別記第32号様式（第二十九条、第三十二条及び第三十三条関係）

別記第32号様式(第二十九条、第三十二条及び第三十三条関係)	
向精神薬輸入届出(輸入届出書)	
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
輸 入 (輸 出) の 様 式	品 名
と す る 内 精 神 薬	規 格
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	原産地(法人にあっては、主たる 生産地の所在地) 輸入元(個人にあ つては、名前)
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 入 (輸 出) の 期 初
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 入 (輸 出) の 期 末
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 入 に 係 る 仕 手
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 出 の 方 法
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 入 に 係 る 通 关
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 出 の 方 法
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 入 に 係 る 通 关
上記のとおり、向精神薬を輸入(輸出)したいので申請します。 年 月 日	
向精神薬販賣業者又は 向精神薬試験研究施設の 原産地(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)	
地方選出(交付)局(都道府県知事) 聞	

(注意) 1. 開紙の大きさは、A4をすること。
2. 国は地方公共団体が向精神薬試験研究施設の運営者世話会所の場合は、当該向精神薬試験研究施設の
代表者の氏名を記載すること。
3. 特定定期一時定期輸出を輸出する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

別記第33号様式（1）（第三十四条関係）

別記第33号様式(1)(第三十四条関係)	
向 精 神 薬 輸 出 書	
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	年 月 日
輸 入 者	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 出 の 様 式
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 出 の 方 法
内 精 神 薬 試 験 研 究 施 設	輸 出 の 地
上記のとおり、向精神薬を輸出したいので届け出します。 年 月 日	
向精神薬販賣業者 原 産 地 原産地(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称)	
地方選出(交付)局(都道府県知事) 聞	

(注意) 開紙の大きさは、A4をすること。

別記第33号様式（2）（第三十四条関係）

別記第33号様式(2)(第三十四条関係)	
Export Declaration No. _____ JAPAN Date of issue: _____ EXPORT DECLARATION	
In respect of the export of psychotropic substances Listed in Schedule III of the 1971 Convention on Psychotropic Substances and/or preparations containing such psychotropic substances.	
Name and Address of Exporter	
Name and Address of Importer	
In the case of the Substance International Non-proprietary Name(INN) and Quantity	
In the case of Preparation containing the Substance a. Pharmaceutical Form b. The name and address of the substance contained therein c. The quantity of such Preparation d. The total quantity of such Substance(s)(X)	
Date of Exportation	
The undersigned hereby declares that above information, submitted on behalf of the exporter, i.e., to the best of his knowledge, complete and correct. (Name of person in charge of Exporter)	

(注意) 開紙の大きさは、A4をすること。

別記第34号様式（第三十九条関係）
 向精神薬剤販賣者設置(変更)届

名 称 の 事 業 所	番 号	支 出 年 月 日
名 称 の 種 類		
内 部 統 制 度	所 在 地	
外 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
外 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
外 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
外 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
外 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		

上記に上り、内精神薬剤販賣者設置(変更)したので届け出ます。
 年 月 日
 住 所 (法人にあつては、まるたる事務所の所在地)
 兵 兵 (法人にあつては、本約)

(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。
 2. 内精神薬剤販賣者設置(変更)の場合は、製造販売業の事務所の住所を記載すること。
 3. 変更登録の場合は、備考欄に変更前の内精神薬剤販賣者の名前を記載すること。

 別記第35号様式（第四十一条関係）
 向精神薬事設置基

内 部 (精神) 設 置 基	番 号	支 出 年 月 日
内 部 (精神) の 種 類		
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		

上記のとおり事務が變更したので届け出ます。
 年 月 日
 住 所 (法人にあつては、まるたる事務所の所在地)
 兵 兵 (法人にあつては、本約)
 地方選出(交付)局名(郵便局名) 開

(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。

 別記第36号様式（第四十五条関係）
 許可取扱い事務

許 可 の 事 務	番 号	支 出 年 月 日
許 可 の 種 類		
内 部 統 制 度		

向精神薬剤販賣者及び内精神薬剤販賣者(向精神薬剤販賣者)の免許を受けた者は
 みななることについて昭和の年月日を記入せよ。

年 月 日
 住 所 (法人にあつては、まるたる事務所の所在地)
 兵 兵 (法人にあつては、本約)
 地方選出(交付)局名(郵便局名) 開

(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。
 2. 許可の事務、年月日及び免許開設は、医薬品等施設等の最初開設の許可
 1回医薬品等施設等の許可について記載すること。

 別記第37号様式（第四十五条の二関係）
 許可取扱い事務

内 部 統 制 度	所 在 地	
内 部 統 制 度	名 称	
内 部 統 制 度 名 称 の 其 他		

上記のとおり、内精神薬剤販賣者を輸出せよ。
 年 月 日
 住 所 (法人にあつては、まるたる事務所の所在地)
 兵 兵 (法人にあつては、本約)
 地方選出(交付)局名(郵便局名) 開

(注記) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。
 2. 変更登録の場合は、備考欄に事務を開けれた年月日、業務変更の事由及びその年月日
 を記入すること。

別記第38号様式（第四十五条の三関係）

別記第38号様式(第四十五条の三関係)

被 勘 容 出 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
被 勘 容 出 被 勘 容 所	名 称
被 勘 容 出 名	
被 勘 容 出 の 事 由 及 び そ の 年 月 日	
上記のとおり、事情说明书を施行します。 年 月 日	
住 所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] 被 勘 容 所 種 别	
氏 名 [法人にあつては、名称]	
地方厚生(文)局長(都道府県知事) 聞 (印)	
用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第39号様式（第四十五条の四関係）

別記第39号様式(第四十五条の四関係)

被 勘 容 出 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
被 勘 容 出 被 勘 容 所	名 称
被 勘 容 出 の 類 别	
被 勘 容 出 の 類 别	主たる事務所の所在地
被 勘 容 出 の 類 别	主たる事務所の所在地
被 勘 容 出 の 方 法	
被 勘 容 出 の 方 法	
被 勘 容 出 の 方 法	
上記のとおり、被 勘 容 出 を輸入(輸出)したいので施行します。 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
住 所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] 被 勘 容 所 種 别	
氏 名 [法人にあつては、名称]	
地方厚生(文)局長 聞 (印)	
用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第40号様式（第四十五条の六関係）

別記第40号様式(第四十五条の六関係)

被 勘 容 出 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
被 勘 容 出 被 勘 容 所	名 称
被 勘 容 出 の 類 别	
被 勘 容 出 の 事 態	
被 勘 容 出 の 事 態	
上記のとおり、被 勘 容 出 が発生したので施行します。 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
住 所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] 被 勘 容 所 種 别	
氏 名 [法人にあつては、名称]	
地方厚生(文)局長(都道府県知事) 聞 (印)	
用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第41号様式（第四十五条の七関係）

別記第41号様式(第四十五条の七関係)

被 勘 容 出 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
被 勘 容 出 被 勘 容 所	名 称
被 勘 容 出 の 類 别	
被 勘 容 出 の 事 態	
被 勘 容 出 の 事 態	
上記のとおり、被 勘 容 出 が発生したので施行します。 年 月 日	
被 勘 容 出 所 在 地	
住 所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] 被 勘 容 所 種 别	
氏 名 [法人にあつては、名称]	
地方厚生(文)局長(都道府県知事) 聞 (印)	
用紙の大きさは、A4とすること。	

<p>別記第42号様式(第46条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">番 号</td> <td style="width: 10%;">番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取 去 証(控)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 取去者 官職 氏 名 備考 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 10px;">(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。</td> </tr> </table>	番 号	番 号	取 去 証(控)		1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 取去者 官職 氏 名 備考		(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">番 号</td> <td style="width: 10%;">番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取 去 証</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 所属 取去者 官職 氏 名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 10px;">麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項の規定により試験のため上記のとおり取去る。 年 月 日</td> </tr> </table>	番 号	番 号	取 去 証		1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 所属 取去者 官職 氏 名		麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項の規定により試験のため上記のとおり取去る。 年 月 日	
番 号	番 号																
取 去 証(控)																	
1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 取去者 官職 氏 名 備考																	
(注記) 用紙の大きさは、A4とすること。																	
番 号	番 号																
取 去 証																	
1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 所属 取去者 官職 氏 名																	
麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項の規定により試験のため上記のとおり取去る。 年 月 日																	

表 面	第 号	裏 面
官 职		
氏 名		
年 月 日 生		
麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員の証		
年 月 日 発 行		
有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで		
厚生労働省(都道府県) 		
写 真 ら よ う 付 面		

表 面	第 号	裏 面
官 职		
氏 名 年 月 日 生		
麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による精神保健指定医の証		
年 月 日 発 行		
都道府県 		
写 真 ら よ う 付 面		

表 面	
この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。	
麻薬及び向精神薬取締法抜粋	
第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるとときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。	
2 前項の場合において、精神保健指定医は、法令で定める方法及び標準により、当該受診者につき、麻薬中毒者の有無及び第53条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診察し、かつ、同前の規定による入院措置を必要とする場合は、当該麻薬中毒者につき、同条第6項の規定による入院期間が決算が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。	
3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に 8 (省略) 9 (省略)	

別記第43号様式(3) (第四十七条関係)

	表 面	
第 一 号	官 職 氏 名 年 月 日 生 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による当該職員の証 年 月 日 発行 都道府県	
平 真 ち ょ う 付 面		

表 面	
この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。	
麻薬及び向精神薬取締法抜粋	
第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるとときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。	
2 前項の場合において、精神保健指定医は、法令で定める方法及び標準により、当該受診者につき、麻薬中毒者の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診察し、かつ、同前の規定による入院措置を必要とする場合は、当該麻薬中毒者につき、同条第6項の規定による入院期間が決算が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。	
3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に 8 (省略) 9 (省略)	

別表第一 (第二十七條及び第三十條関係)

第 二 种 向 精 神 薬		第 一 种 向 精 神 薬		第 第 二 种 向 精 神 薬		
五 プ チ ル チ ル ラ バ ル リ ピ ツ ル 酸 (別名	五 す る 物 チ ル チ ル ラ バ ル リ ピ ツ ル 酸 (別名	五 一 エ チ ル タ ル イ ミ ド ド ド、そ の 塩 類 及 び これ ら を 含 有 す る 物 物 物 物 物 物	五 一 ア リ ル メ チ ル ジ ビ ド ロ 一 三 ジ メ チ ル エ ネ チ ル ア ミ ノ エ チ ル 一 H 一 P リ ジ ル 二 ニ メ チ ル 一 四 一 (α 一 メ ト キ シ ベ ン ジ ル) 一 一 (β 一 メ ト キ シ フ エ ネ チ ル) 一 — — ピ ペ ラ ジ ン エ タ ノ — — (別 名 メ チ ル フ エ ニ デ ー ト) 、そ の 塩 類 及 び 这 れ ら を 含 有 す る 物 物 物 物 物 物	三 一 二 二 — (二 一 ク ロ フ エ ニ ル) — (三 H) — キ ナ ゾ リ ノ ン (別 名 メ チ ロ カ ロ ン) 、 ソ ジ オ — ジ 一 H — P リ ン — 二 六 — ジ オ 一 H — P リ ン — 二 六 — ジ オ 二 二 — (ジ フ エ ニ ル メ チ ル) ス ル 二 ニ フ イ ニ ル ア セ タ ミ ド (別 名 モ ダ フ イ ニ ル) 、 そ の 塩 類 及 び 这 れ ら を 含 有 す る 物 物 物 物 物 物	五 一 ア リ ル メ チ ル バ ル ビ ツ ル 酸 (別 名 メ チ ル)	五 一 ア リ ル メ チ ル バ ル ビ ツ ル 酸 (別 名 メ チ ル)
九 g	g 十 五	五 四 g .	九 g	g 二 二 五 ·	六 g	

第三種精向神薬			アモバルビタール)、その塩類及びこれらを含有する物			
二一イミノ一五—フェニル—四 —オキサゾリジノン(別名ペモ 有する物)	有する物	—エチル—五—(—メチル ブチル)バルビツール酸(別名 ペントバルビタール)、その塩類 及びこれらを含有する物	—エチル—五—エチルシクロヘキサノ ルカルバミン酸エステル(別名 エチナメート)、その塩類及びこ れらを含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
六g	m g 三百	g 十八	m g 六十	g 一 五 一 六 五 .	g 八五 .	g 八十 四 g .

有する物			リン)、その塩類及びこれらを含 有する物			
二一クロロ—五—(—エチル エニル)一一三—ジヒドロ 一二H—一・四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン(別名デロラゼ パム)、その塩類及びこれらを 含有する物	有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
十—クロロ—十一b—(—クロー ロフエニル)一一三—七— 一—b—テトラヒドロオキサゾ ロ—〔三・二—d〕〔一・四〕ベ ンゾジアゼピン—六(五H) オン(別名クロキサゾラム)、そ の塩類及びこれらを含有する物	有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
m g 六十	m g 九十	g 二 十	m g 三 .	g 八 一 二	g 八 一 二	g 三十

有する物			フエニル)一一三—ジヒドロ 一二H—一・四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン(別名オキサ ゼピン—二—オン(別名オキサ ゼパム)、その塩類及びこれらを 含有する物			
二一クロロ—五—(—エチル エニル)一一三—ジヒドロ 一二H—一・四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン(別名デロラゼ パム)、その塩類及びこれらを 含有する物	有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
m g 九百	g 十二	m g 六百	m g 九百	m g 九百	m g 五百	g 十百 m 八

有する物			十一—クロロ—八—十二b—ジ ヒドロ—二・八—ジメチル—十 二b—フエニル—四H 「一・ 三〕オキサジノ—〔三・二—d〕 〔一・四〕ベンゾジアゼピン— 四・七(六H)—ジオン(別名 ケタゾラム)、その塩類及びこれ らを含有する物			
二H—一・四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン(別名ロルメタ ゼパム)、その塩類及びこれらを 含有する物	有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
二H—一・四—ベンゾジアゼ ピン—二—オン	有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物	—エチル—五—エチルバルビ タル)、その塩類及びこれらを 含有する物
m g 九百	m g 五百	m g 六百	m g 六百	m g 八百	m g 七百	g 一 八 g .

